

質問第一三号

鯨肉の水銀汚染調査報道に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月四日

鶴保庸介

参議院議長江田五月殿



鯨肉の水銀汚染調査報道に関する質問主意書

本年一月二十二日、朝日新聞において、北海道医療大学などが「捕鯨の町」として知られる和歌山県太地町の住民を対象に行つた鯨肉を食することに伴う水銀汚染調査の結果に関する報道がなされた。この報道は住民生活に深刻な不安をもたらしているとともに、風評被害という形で水産業を始め関連業界に多大な影響を及ぼしつつある。このような事態を踏まえ、以下質問する。

一 国民の食生活にかかるる調査と結果の公表はその与える影響の重大さに鑑み、公正かつ客観的根拠に基づくものでなければならない。現在、環境省や現地、太地町においても調査を進めているところであるが、政府の認識とその対応如何。

二 政府として、風評被害防止のための対策を講ずるとともに、風評の拡大に伴い、水産業など関連業界に被害を及ぼした場合は、適切な補償措置を検討すべきではないか。

三 先日、日本の調査捕鯨船団の監視船、第二昭南丸と米国の反捕鯨団体シーサンクションズの小型高速船が衝突するなど、近年わが国の調査捕鯨に対する内外の反対運動が益々エスカレートしている。わが国の調査捕鯨に対する国際的理解を得るために、関係省庁一丸となつてさらに一層の努力を行うべきではないか。

右質問する。

